金地金を売却したときの税金について

所有している金地金を売却して利益を得た場合の所得は、原則として譲渡所得となり、給与など他の所得と合わせて総合課税の対象になります。

なお、課税される譲渡所得の金額は、金地金の所有期間に応じて次のように計算されます。

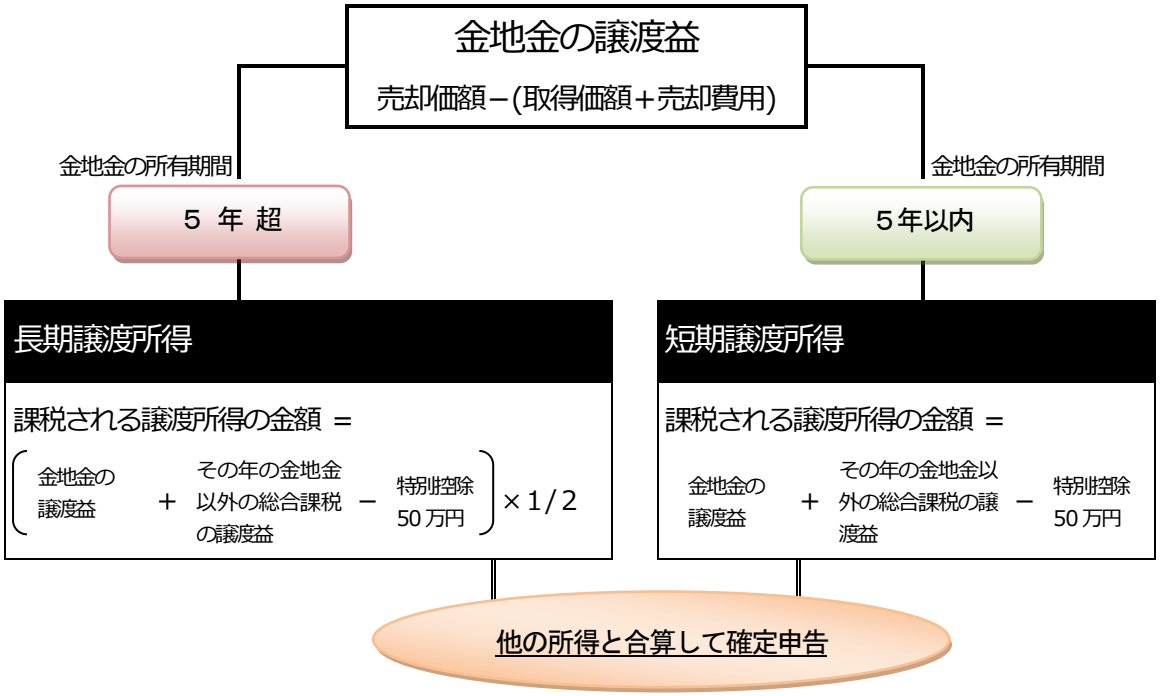

（注１）譲渡所得の特別控除の額は、その年の金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して 50 万円です。したがって、これらの譲渡益が 50 万円以下の場合、課税はありません。

なお、長期譲渡所得と短期譲渡所得の両方の譲渡益がある場合、特別控除額は両方合わせて 50 万円を限度として短期譲渡所得から優先して控除されることとなります。

（注２）営利を目的として継続的に金地金の売買をしている場合の所得は、譲渡所得とはならず、その実態により事業所得又は雑所得として総合課税の対象になります。

● **金地金の売買により損失が出た場合**

同一年内に他の譲渡所得がある場合は、その範囲内で金地金の譲渡損を控除することができます。

（ただし、譲渡所得以外の所得との損益通算は不可）

● **消費税について**

① ご購入時 － 購入代金の１０%が課税されます。

② ご売却時 － 売却代金の１０%を加算してお支払いします。

※ ご購入の際は消費税が発生しますが、逆にご売却の際は消費税額分を受取ることになります。